

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、道路運送法第35条に基づき実施する一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に伴い、以下の者を京都市交通局公金収納受託者とし、京都市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

- 1 豊中市庄内西町5丁目1番24号
阪急バス株式会社
- 2 京都市南区東九条南石田町5番地
京阪バス株式会社
- 3 東大阪市小阪1丁目7番1号
近鉄バス株式会社
- 4 京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 5 京都市伏見区竹田中川原町53番地の1
エムケイ株式会社
- 6 大阪市此花区北港一丁目3番地23号
西日本ジェイアールバス株式会社

(交通局自動車部営業課)